（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一号から別表第一号の四までの規定中

氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ 印

を

氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

に、「氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人」を「法人」に改め、「とし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる」を削る。

別表第二号中「印」を削り、同別表注２⑶を次のように改める。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第二号の二１の欄中「印」を削り、同別表注４⑶を次のように改める。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第二号の三中「印」を削り、同別表注２⑶を次のように改める。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第二号の四１の欄中「印」を削り、同別表注３⑶を次のように改める。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第二号の五及び別表第二号の六の規定中

氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ 印

を

氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

に、「氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人」を「法人」に改め、「とし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる」を削る。

別表第二号の七１の欄中「印」を削り、同別表注３⑶を次のように改める。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第四号１の欄中「印」を削り、同別表注３⑶を次のように改める。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第四号の二１の欄中「印」を削り、同別表注３⑶を次のように改める。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第四号の三１の欄中「印」を削り、同別表注３⑶を次のように改める。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第五号１の欄中「印」を削り、同別表注３⑵オを次のように改める。

オ　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。